

埼玉版データ駆動型農業データ収集分析システム開発業務委託

企画提案募集に関する質問に対する回答

令和7年6月3日
埼玉県農林部農業政策課

該当資料	ページ	質問内容	回答
調達仕様書	P5	<p>○ スケジュールと工程について</p> <p>プロジェクトのスケジュール・工程については、「契約締結後に業務実施計画書で定め、本件の承認を得ること」とあります。提案時点で、仕様書に記載されたスケジュールや工程と異なる想定で提案することは可能でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・仕様書に記載されたスケジュールと異なる工程案も受け付けます。・設計、開発、成果物の納品など、仕様書等に記載されている全ての工程が令和7年度内に完了するスケジュールで提案してください。
調達仕様書	P6	<p>○ 納入成果物について</p> <p>本委託業務内で実装したアプリケーションやソフトウェア等で、既に一般運用されているものを活用した場合、その知財や著作権は既にサービス提供を行っている企業が持っていることとなりますので、貴県への成果物としての納品が難しいこととなります。但し、本業務を実装するにあたって、カスタマイズ等を実施した場合は、その実装したソースコード等は納品を行うという認識でよろしいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・本調達のシステム開発に当たり、受託者が既に開発・保有するアプリケーションや第三者提供の既存アプリケーション等の活用は差し支えありません。既存アプリケーションの活用に必要なライセンス、著作権等の使用許諾は、受託者の責任と負担で行ってください。・当該既存アプリケーション等の知的財産権や著作権は、本業務における成果物として納品の対象とはしません。・本業務で新たに開発された部分については、ソースコード等の納品を求める場合があります。・仕様書の詳細については、協議の上、最終決定します。

調達仕様書	P6	<p>○ 納入成果物について</p> <p>本調達では受注者がクラウドサービスとしてシステムを提供することを想定しておりますが、具体的な納品方法はどのようなものでしょうか。クラウドの管理アカウントを貴県に引き渡すことは難しいと考えておりますが、証書のようなものを作成し提出するような形になるのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者がクラウドサービスとしてシステムを提供する場合、クラウド基盤のルートアカウント自体の譲渡は求めません。 ・仕様書に定める要件（仕様書第3章）を満たしていることを確認できる書類等（受託者とクラウドサービス会社の契約書の該当箇所の写しなど本県に提供可能な資料）を納品してください。 ・仕様書の詳細については、協議の上、最終決定します。
調達仕様書	P8	<p>○ 環境測定装置の前提について</p> <p>仕様書で想定されている約200名の生産者については、すでになんらかの環境測定機器を保持しており、付随するクラウドサービスにも加入している前提でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者アカウント（200アカウント）には、既に環境測定機器を導入済みの者に加え、今後導入を予定している者も含まれます。
調達仕様書	P8	<p>○ 環境測定装置の前提について</p> <p>環境測定装置を保持していない生産者に対し、環境測定機器や付随するクラウドサービスをご提案（備品や通信費として計上）することは可能でしょうか。</p> <p>また、上記が可能な場合、対象となる（環境測定機器を保持していない）生産者のおおよその数をご教示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、ソフトウェア開発等が目的であり、生産者に対する環境測定機器や付随するクラウドサービスの提供は委託範囲に含んでいません。
調達仕様書	P14	<p>○ 運用支援・保守について</p> <p>「重要データ」とは何を指しますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「重要データ」とは、システム復旧及び業務継続に不可欠なデータを指します。 ・仕様書の詳細については、協議の上、最終決定します。

(以上)